市川第202404430-0361号
令和６年４月３０日

事業者　各位

契　約　課　長

令和6年度　建設工事に関連する業務委託の入札・契約制度の改正等について（通知）

日頃より、本市の公共工事にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和6年５月１日以降に発注する建設工事に関連する業務委託に係る市川市低入札価格調査制度に関する要綱（以下、「低入要綱」という。）について、一部改正を行いましたので、お知らせいたします。
詳細につきましては別紙1をご確認いただきますようお願いいたします。
また、令和６年４月１日施行にて低入要綱の他の箇所についても改正を行っておりますので、別紙1及び令和６年３月29日契約課長通知「令和6年度　建設工事等の入札・契約制度の改正等について（通知）（市川第20240328-0335号）」も併せてご確認ください。

記

1. 低入要綱における調査基準価格（最低制限価格）の算入率及び範囲の改正について（別紙1　参照）
国より、令和6年度より発注する業務における調査基準価格（最低制限価格）の算入率及び範囲を改定した旨の通知が、令和６年4月17日付でありました。本市においても国の動向を踏まえ、別紙1のとおり、調査基準価格（最低制限価格）の算入率及び範囲を改定することとしましたので、お知らせいたします。

2. 低入要綱の一部改正について
上記1により、市川市低入札価格調査制度に関する要綱の一部を改正いたしました。
改正後の要綱については、市川市公式Webサイトに掲載いたします。

以上

問合せ先　管財部 契約課 工事グループ
（電話：047－712－8593）

別紙1

低入要綱における調査基準価格（最低制限価格）の算入率及び範囲の改正について

1. 改正内容

建設工事に関連する業務委託の契約における調査基準価格（最低制限価格）の上限割合を以下の内容で引き上げるもの

契約の区分	現行			改正後	
	上限割合	下限割合		上限割合	下限割合
建築関係の建設コンサルタント業務	**80%**	60%	→	**81%**	60%

2. 適用日

令和6年5月1日以降に公告する一般競争入札及び指名競争入札から適用